

岡山市立保育園・認定こども園（全区共通）
自家用電気工作物保安管理業務委託 細目書

第 1 条（保安管理業務の内容）

- 1 乙が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。
 - (1) 電気工作物の維持及び運用について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙Ⅱ別表第 1「点検、測定、試験の基準等」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること。
 - (2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業者から受けた場合、乙は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
 - (3) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 仕様書に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 仕様書に定める電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
 - (6) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認するものとする。
- 2 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部または一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して来なうものとする。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行う。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとする。
 - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のア．からオ．までのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア．建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ．消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ．労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ．機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ．内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
 - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のア．からオ．までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ア．立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ．情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ．衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ．機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ．立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第2条（点検の頻度と監視装置）

- 1 第1条第1項に定める乙が定期的に行う点検内容は別紙Ⅱ別表第1「点検、測定、試験の基準等」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。
 - (1) 月次点検 「月次点検頻度一覧」のとおり
 - (2) 年次点検 毎年1回以上（主として設備の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験）
 - (3) 臨時点検 必要の都度
 - (4) 工事期間中 毎週1回以上
 - (5) 竣工検査 必要の都度
- 2 上記点検のほか、甲及びその従事者が行った、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は保安業務担当者としての観点から点検を行うものとする。
- 3 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、乙は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。）に、次の掲げる処置を行うものとする。
 - (1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

第3条（委託料及び支払条件等）

甲が乙に支払う委託料は、契約書及び仕様書のとおり。

第4条（連絡責任者等）

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。
- 4 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。
- 5 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安管理業務に関して必要な事項を連絡する者（以下「連絡責任者」、発電所を設置している場合には、「発電所担当者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。
- 6 乙は、連絡責任者又は発電所担当者との連絡が的確に行えるよう必要な措置を講じておくものとする。

第5条（甲及び乙の義務と協議）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、また乙が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

第6条（保安業務担当者の資格等）

- 1 保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急な場合を除くものとする。
- 2 乙の保安業務担当者は、甲の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- 3 乙の保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 乙の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者

免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせするとともに、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

6 乙は、病気その他やむを得ない事由により保安業務を行うことが出来ないときは、保安業務の代行者を定めるものとする。

7 乙は、保安管理業務を行うために甲の事業場に立ち入ることができる。この場合、甲が従業員等に定める服務規律等を遵守するものとする。

第7条（記録の保存）

1 甲は、乙が行う保安管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存するものとする。

2 甲は乙が実施した保安管理業務の結果の記録等については3年、竣工検査の記録については5年、事業場に保存するものとする。

3 乙は、必要に応じ、電気工作物の工事、維持及び運用に関する甲の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、甲に意見を述べる事ができる。

第8条（通知義務）

甲は、次の（1）から（12）の各号いずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに乙に通知するものとする。

（1）電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合

（2）経済産業大臣が電気関連法令に基づいて検査を行う場合

（3）電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

（4）電気工作物の設置又は変更工事を計画する場合、施工する場合及び工事の完成した場合

（5）電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対して、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

（6）平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合

（7）非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合

（8）責任分界又は需要設備の構内を変更する場合

（9）電気の保安に関する組織を変更する場合（連絡責任者の変更など）

（10）代表者、事業場の名称又は住所地に変更があった場合

（11）電気工作物に近接して電気工作物以外の作業を行う場合

（12）その他必要な場合

第9条（備品の整備）

甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備、保管するものとする。

第10条（損害賠償）

1 乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は損害賠償の責を負わないものとする。

（1）本契約に基づき協議決定した事項又は乙が指示・助言若しくは指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じたとき

（2）甲が、法令又は本契約に違反する行為を行い、これによって損害を生じたとき

（3）その他自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じたとき

第11条（機密の保持）

乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとする。

点検、測定、試験の基準等

電気工作物の維持及び運用のやめに行う点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 電気工作物の点検の種類及び周期

(1) 月次点検

別紙Ⅰ第 2 条（点検の頻度と監視装置）に定める頻度で、設備が運用中の状態で別表第 2 の点検基準に基づいて点検、測定及び試験を行う。

(2) 年次点検

毎年 1 回以上の頻度で、停電により設備が停止した状態で別表第 2 の点検基準に基づいて精密な点検、測定及び試験を行う。

(3) 臨時点検

電気事故その他異常が発生したとき、異常が発生する恐れがあるとき又は、年次点検で測定した値等に経年変化等の著しい徴候が見られたときに別表第 2 の点検基準に基づいて点検、測定及び試験を行う。

(4) 工事期間中の点検

電気工作物の設置又は改造の工事が自家用電気工作物の技術基準等への適合状況を確認するため、毎週 1 回の頻度で別表第 2 の備考に基づいた外観点検、及び自家用電気工作物の施工状況の確認を行う。

2. 甲が行う点検の種類及び周期

日常巡視

運転中の電気設備、周辺の状況等を 1 週間に 1 回の頻度で巡回しつつ目視、嗅覚、聴覚により異常の有無を点検する。

点 検 基 準 (1 / 2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検 工事期間中	年 次 点 検	周 期	臨時 点検
引 込 設 備	支持物 区分開閉器 電線・ケーブル 避雷器・接地線 地中電線路 引込線	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○	1年	○
受 電 設 備	受電室・電気室 キュービクル式 受・変電設備	外観点検	○	○	1年	○
		計器指示値の確認又は測定	○			○
	遮断器	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年	○
	開閉器	絶縁抵抗測定		○	1年	○
		機能点検		○	必要の都度	○
	電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器 電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
	変圧器	外観点検	○	○	1年	○
		二次漏洩電流測定	○			○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		絶縁油の点検・試験		○	必要の都度	○
		内部点検		○	必要の都度	○
	受・配電盤	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年	○
計器校正試験・シーケンス試験			○	必要の都度	○	
蓄電池	外観点検	○	○	1年	○	
	充電装置		○	1年	○	
接地工事 (接地線・保護管等)	外観点検	○	○	1年	○	
	接地抵抗測定		○	1年	○	

点 検 基 準 (2 / 2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検 工事期間中	年 次 点 検	周 期	臨時 点検
配電設備	支持物 電線・ケーブル 開閉器類 避雷器 接地線	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○	1年	○
負荷設備	配線、配線器具、 電動機・電気溶接機 電力応用機器、接地線、 電熱装置・照明装置等、	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年	○
	特別機器	外観点検	△	△	△	△
	必要な点検・測定・試験	△	△	△	△	
発電設備	原動機・発電機	外観点検	○	○	1年	○
	蓄電池	始動・停止試験（電圧・周波数測定）		○	必要の都度	○
	接地装置・始動装置	絶縁抵抗測定・接地抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年	○
	接地装置 その他付属装置	電池の比重・液温・電圧測定		○	1年	○
非常用予備発電装置	原動機・発電機	外観点検	○	○	1年	○
	蓄電池	始動・停止試験（電圧・周波数測定）	○	○	1年	○
	接地装置・始動装置	絶縁抵抗測定・接地抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年	○
	接地装置 その他付属装置	電池の比重・液温・電圧測定		○	1年	○
絶縁監視装置		外観点検，警報レベルの確認	○	○	1年	
		設定値における誤差確認		○	1年	
		動作試験・警報発報試験		○	1年	
		自動伝送試験		○	1年	

- [備考] 1. 外観点検とは、主として目視により点検することをいう。
 2. 負荷設備のうち特別機器とは、保守点検を行うために特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備等をいう。
 3. △印を付した事項は、専門業者において実施する。
 4. 年次点検には、月次点検を含む。